

健康づくりブランディング事業キャッチフレーズ入りロゴマーク作成等業務委託 仕様書

1. 業務の目的及び概要

「仙台市いきいき市民健康プラン（第3期）」においては、推進の柱に「社会環境の改善・整備」を掲げ、多様な担い手が積極的に連携・協働し、健康づくりの取り組みを一体的に実施することとしている。

今後、関係者間の連携・協働した健康づくりの取り組みをより一体的に推進し、この取り組みを市民に広く周知するために、健康づくり施策におけるロゴマーク（キャッチフレーズ・シンボルマーク）を制作する。

2. 委託期間

契約日～令和7年3月24日（月）

3. 業務内容

(1) ロゴマークの作成（業務期間（予定）：契約日～令和6年12月）

- ・別紙「キャッチフレーズ入りロゴマーク コンセプト」の内容を踏まえて制作すること。
- ・受託者の制作した案（2案）については本市とデザイン等の調整を行うこととし、最終デザイン（1案）については、本市や地域・職域保健関係者等の意見を踏まえて決定することとする。
- ・ロゴマークの使用方法については、主にキャッチフレーズとシンボルマーク一体での活用を想定しているが、キャッチフレーズ単体での活用も可能であること。
- ・広報物や名刺等への印刷等を想定しているため、モノクロで印刷した場合であっても、視認性が高く区別ができるデザインとすること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮したデザインとすること。
- ・印刷物・ホームページへの掲載等、幅広い用途において活用しやすいものであること。
- ・未発表かつ自作の物とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。

○キャッチフレーズに求める条件

- ・概ね15字以内とし、シンプルで分かりやすいものとする。
- ・自治体名を含むこと（仙台、せんだい、SENDAI など表記方法は問わない）。
- ・サブフレーズの有無は問わない。
- ・日本語表記に限定しない。

(2) ロゴマークの広報

(1)で決定されたロゴマークについて、以下の広報を行うこと。

①みんなで子育てフェスタ&健康フォーラムパネル出展素材作成

(業務期間 (予定) : 契約日～イベント実施日 (令和7年1月11日))

令和7年1月11日に開催される「みんなで子育てフェスタ&健康フォーラム」においてイベント来場者あて周知のためにパネル出展素材データを作成すること。

※規格 (予定) : 900mm×2100mm パネル上にポスターを展示

※内容はロゴマーク説明やいきいき市民健康プランの概要等を想定している。

②ロゴマークの広報 (イベント発表後)

(業務期間 (予定) : イベント実施日 (令和7年1月11日)～契約終了日)

ロゴマークについて市民向け周知を行うこと。

(業務スケジュールイメージ)

業務内容	R6. 11月	R6. 12月	R7. 1月	R7. 2月	R7. 3月
(1) ロゴマークの作成		←→			
(2) ロゴマークの広報 ①パネル出展素材作成		←→			
(2) ロゴマークの広報 ②ロゴマークの広報(イベント発表後)			←→		

(3) 成果物の納品及び納期

①納品

制作したロゴマーク等の成果物をA Iデータ及びPDFデータ形式の印刷用原稿データでCD-R等電子媒体にて納品すること。なお、制作したロゴマーク等は、J P E G、G I F、P N Gのいずれかの画像形式データでも提出すること。

②納期限

令和7年3月24日

③納入場所

仙台市健康政策課

4. 業務遂行上の留意点

(1) 打合せ等の実施

- ・受託者は、業務の進捗状況及び課題等について市に報告を行い、業務履行にあたっての調整または確認を行うため、随時打合せを実施すること。
- ・契約締結後、速やかにスケジュールおよび事業計画書を作成し、発注者の承諾を得る

こと。

(2)届出及び報告

受託者は、以下の事由が発生したときは、速やかに届出又は報告を行い、市の指示に従うこと。

- ・業務履行体制の変更をするとき
- ・業務履行に際して事故が発生したとき
- ・市から届出又は報告を求められたとき

(3)環境への配慮

受託者は業務の履行にあたり、「仙台市環境行動計画」の趣旨に鑑み、環境負荷の低減に配慮すること。

(4)注意義務

受託者は本業務遂行にあたり第三者へ損害を及ぼすおそれがある場合は、受託者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受託者の責任及び負担において賠償すること。

5. 著作権に関する事項

- ・受託者は、成果物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）を成果物の引渡し時に、本市に無償で譲渡すること。
- ・本市は当該成果物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変および公表することができる。
- ・受託者は、本市が承諾した場合には、成果物等を使用もしくは複製し、または当該成果物等の内容を公表することができる。
- ・成果物の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。
- ・著作権等に関して係争等が発生した場合は、受託者の費用により受託者が対応すること。

6. 業務委託料の支払い

委託料は完了払とする。受託者は、業務が完了したときは遅滞なく業務完了届を提出すること。本市は業務の完了を確認し、受託者の請求のあった日から 30 日以内に支払うこととする。

7. 業務に関する提案

受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、第1項の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、市に対して積極的にこれを提案するものとする。

8. その他

- ・事業実施に当たっては、関係法令等を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは、受託者の責任において行うものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項であっても、協議により解決すること。

キャッチフレーズ入りロゴマーク コンセプト

■概要

本市では令和6年3月に仙台市いきいき市民健康プラン（第3期）を策定しており、市民一人ひとりの将来の健康を見据え、こころとからだの健康づくりと社会環境の改善・整備を一体的に推進することで、ビジョン「健康の都 せんだい」の実現を目指すこととしている。基本目標を「みんなでのばそう 健康寿命」とし、社会の変化や多様性に対応し、みんなが健康づくりの担い手となり誰もを取り残されることのない社会を目指すものである。

推進の視点「社会環境の改善・整備」では、多様な担い手による協働により、「健康の都 せんだい」を実現するとしている。健康づくりに取り組むうえでは、他部門の要素の取り込みや、逆に他分野の取り組みに健康づくりの視点を取り入れる等、あらゆる分野で健康づくりに取り組める仕組み・仕掛けづくりといった環境整備が大切となってくる。

よって、多様な分野・部門の連携を推進するため、幅広い健康づくりの取り組みにおいて関係者同士のつながりを感じられるロゴマークを作成することとする。



仙台市いきいき市民健康プラン（第3期）

[https://www.city.sendai.jp/kenkosesaku-](https://www.city.sendai.jp/kenkosesaku-zoshin/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/chosa/kekaku/ikikishimin/dainikikouki.html)

[zoshin/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/chosa/kekaku/ikikishimin/dainikikouki.html](https://www.city.sendai.jp/kenkosesaku-zoshin/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/chosa/kekaku/ikikishimin/dainikikouki.html)

■ポイント

- ・市民が心身ともに健やかにいきいきと生活することが一人ひとりの幸せにつながり、仙台の都市としての魅力・活力につながっていくことをイメージできるもの。
- ・健康づくりとは直結しない分野の関係者でも使えるような、親しみやすいデザインとする
- ・市民が健康づくりに興味・関心を抱き、前向きに取り組みたくなるような魅力のあるデザインとする。